

# 官報

号外 昭和五十四年二月十三日

## ○第八十七回国衆議院會議録 第七号

昭和五十四年二月十三日(火曜日)

昭和五十四年二月十三日  
正午 本会議

### ○本日の會議に付した案件

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(第八十五回国会、社会労働委員長提出)  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時四分開議

○議長(灘尾弘吉君) これより會議を開きます。

○五沢徳一郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、第八十五回国会、社会労働委員長提出、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(灘尾弘吉君) 五沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(第八十五回国会、社会労働委員長提出)

○議長(灘尾弘吉君) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長森下元晴君。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔森下元晴君登壇〕

○森下元晴君 ただいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、近時における環境衛生関係営業を取り巻く諸情勢にかんがみ、営業の健全な発展を図るとともに、消費者の利益の擁護を図ろうとするもので、その主な内容を申し上げます。

まず第一は、過当競争の防止のための措置であります。環境衛生同業組合が大企業者との間に締結する特殊契約の対象に、大企業者とその事業活動を実質的に支配する企業も加えることとしております。

第二は、環境衛生同業小組合制度の新設でありまして、営業者の自主的な組織による共同施設事業等の一層の充実を図るため、環境衛生同業組合の同意を得て、組合の地区内の一区域を地区とする環境衛生同業小組合を設けることができることとしております。

第三は、振興指針の策定及び振興計画の認定であります。営業の健全な発展を通じて公衆衛生の向上及び消費者の利益を図るため、厚生大臣は、振興指針を策定するとともに、同業組合または同業小組合の作成する振興計画を認定し、これに基づき事業に対する税制及び資金のあっせんについての措置を講ずることとしております。

第四は、経営指導体制の整備であります。衛生水準の維持向上及び消費者の利益の保護を図るため、各都道府県に一個の都道府県環境衛生営業指導センターを、全国に一個の全国環境衛生営業指導センターを設けることとしております。

第五は、営業方法または取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備であります。消費者の選択の利便を図るため、全国環境衛生営業指導センターが厚生大臣の認可を受けて、役務の内容等の表示の適正化等に関する標準営業約款を作成し、この約款に基づき営業しようとする営業者

を都道府県環境衛生営業指導センターに登録することができるといたしております。

本案は、第八十五回国会に提出され、以来継続審査となっておりましたが、本日の委員会において採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する件について決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明  
○議長(灘尾弘吉君) 内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣金子一平君。

〔国務大臣金子一平君登壇〕  
○国務大臣(金子一平君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

租税特別措置法につきましては、現下の厳しい財政事情と最近における社会経済情勢に顧み、税負担の公平確保の見地から、社会保険診療報酬税の特例の是正を初めとしてその整理合理化をさらに推進し、あわせて交際費課税を強化する一方、産業転換投資及び優良住宅地の供給の促進等に資するため必要な措置を講ずるほか、揮発油税等の税率を引き上げる等、所要の改正を行うこととしております。

昭和五十四年二月十三日 衆議院會議録第七号

すなわち、第一に、既存の租税特別措置の整理合理化等につきましては、まず社会保険診療報酬課税の特例の是正を図ることとし、社会保険診療につき必要経費に算入する金額をその収入金額の七二%相当額とすることができるとして、その五二%相当額、収入金額がそれ以下の部分については、社会保険医の公共性等に配慮して、五七%から七二%までの四段階の率により計算した金額を控除することができることとしたしております。

次に、有価証券譲渡課税につきましては、同一銘柄の株式等を相当数譲渡したことによる所得を課税対象に加える等、課税の強化を図ることとしたしております。

また、企業関係の租税特別措置につきましては、価格変動準備金を段階的に整理するとともに、工場立地法に基づく認定を受けた施設の償却の特例等、五項目の特別措置を廃止する等、一層の整理合理化を行うこととしているほか、交際費課税について、定額控除額を、中小規模の企業に配慮しつつ、現行の年四百万円から原則として年二百万円に引き下げ、損金不算入割合を現行の八五%から九〇%に引き上げる等、一層の強化を行うこととしたしております。

その他、登録免許税の税率軽減措置等につきましても所要の縮減を行うこととしたしております。

第二に、産業転換投資等の促進に資するため、特定の不況産業に属する事業者及び緊急に産業構造改善を要する業種に属する中小企業者等が事業転換等のために取得する機械設備等について、二年限りの措置として、一定の要件のもとに、その取得価額の一〇%相当額の税額控除を認める措置を講ずることとしたしております。

第三に、土地・住宅税制につきましては、長期譲渡所得の課税の特例について、公的土地取得の円滑化と優良な住宅地の供給の促進に資する一定

租税特別措置法の一部を改正する法律案についての金子大蔵大臣の趣旨説明

租税特別措置法の一部を改正する法律案に適用される譲渡益の金額を現行の二千万円から四千万円に引き上げるとともに、これを超える部分につき現行の四分の三総合課税を二分の一総合課税に改めるほか、既存住宅の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を創設する等、所要の措置を講ずることとしたしております。

第四に、同居している自己または配偶者の直系尊属が老人扶養親族に該当する場合には、現行の老人扶養控除に加えて五万円の特別控除を認めるとともに、特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づき認定を受けた中小企業者に対して、欠損金の繰戻しによる還付について特別措置を講ずるほか、老年者年金特別控除、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割り増し償却、森林計画特別控除等、期限の到来する租税特別措置について、実情に応じ適用期限を延長する等、所要の改正を行うこととしております。

第五に、揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置について、第八次道路整備五カ年計画に必要な財源確保等の見地から、税率を二五%引き上げるとともに、その適用期限を昭和五十八年三月三十一日まで延長することとしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましても、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑  
○議長(灘尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。沢田広君。

〔沢田広君登壇〕  
○沢田広君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、数点にしばって

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明

租税特別措置法は、今日まで毎議会を通じて議論をされ、先日の予算委員会におきましても、多くの質問、提言が行われてまいりました。今回、ささやかながら一部の改善、前進が図られたことを認めないものではありませんが、租税特別措置法の特つ社会的、経済的、政治的意味は、きわめて重要なものと存じます。

第一には、租税特別措置法はすでに既得権という立場より情性となつていくことでありまして、今日の政治視点に立てば、その政策目標はすでに失われているものが大部分であつて、単に既得権というには古過ぎるものだと存じます。新しい政策理念に立つて、選択と優先性が問われなければならぬものと存じます。いかがお考えでありますか。

総理は、たゞまゝと本音を一致させる、税の不正を正すことが前提で新たな歳入源を求めたいとも言っております。特に、政治家は約束したこととはどんなにたゞも果たさなければならぬと、きわめて謙虚に勇気のある発言をなされております。私も、その言葉を評価するとともに、敬意を表するものであります。しかし、このことは、租税特別措置法に関する限り、空疎な言葉として受け取ることができません。きわめて残念に存する次第であります。余りにも言うことと事実が違ひ過ぎるからであります。

租税特別措置法は、時の政治、政府、大平総理の顔と言つても過言ではありません。総理、あなたが国民の前に提案をすることの優遇措置は、今日の不況、雇用不安、失業などに泣く庶民の願いとはかけ離れ過ぎていくからであります。この提案は、総体的に見れば、不公正の拡大につながるだけではありませんか。

総理の顔と申し上げましたが、総理みずからが記者会見において、責任の持てる顔でありたい、もともと目鼻だちの造作はよくないが、つけかえ

一〇四

るわけにはいかないと云われたのであります。正す勇氣はなかつたのでありませうか。その真意をお聞かせいただきたいと存じます。(拍手)

第二には、今日の経済が重大な危機にあることは私から申し上げるまでもありません。赤字国債が約四〇%を占める予算、六十兆円に及ぶ累積赤字、過剰流動資金や各公共料金の値上げ、土地の急騰など、インフレの懸念進行、減量経営の名による首切り、失業者の増大、雇用不安、医療、教育の荒廃、高齢化社会への対応欠如、外貨のため過ぎ、財政再建の無策、内需の停滞など、国民生活はあすへの展望も希望も持ち得ない、たゞ營々と働きパチのごとく強いられるのが現状ではないでしょうか。この事実の認識についてどうお考えになつておられるか、お伺いをいたします。

第三には、これらの問題解決と当面の雇用、景気、福祉のために、国民の納得する歳入源を見出すなければなりません。そのためには、まず税が公平であり、だれでもが自分たちや子孫のために納税する気持ちがほうはいとして起こるような税制でなければならぬからであります。果たして今日この状況は存在しているものでありませうか。大企業だけが救われ、弱者が虐げられる弱肉強食の政治は今日許されるものではないと存じますが、いかがでありませうか。

この機会に、一切の租税特別措置法を一たん白紙に戻し、総理の言う信頼と合意のもとに、与野党が一致するもののみ限定をして整理することが最も大切なことだと思つていますが、その所見を伺いたいと思つております。(拍手)

第四には、今回提案の中に医師優遇税制がありますが、残念ながら、一般社会では不公正の看板のように言われてきたことは御承知のとおりであります。私も、開業医各位が、職業的に、社会的に、その価値、功績がきわめて高いものであることを否定するものではありません。これから国民に多くの負担を求めなければならぬ時代を迎え

つがあるとき、適正な負担が求められることは当然のことではないでしょうか。

今回の提案は、税制調査会の答申から三年も放置をされてきたこと、また、開業医の五〇％に及ぶ人たちがすでに青色申告になっていることなどを考えたとき、この措置が何のため、だれのためにのみであるのか、疑わざるを得ないのであります。党利党略というのか、ごり押しというのか、その声もなくはありません。このようなことで国民の理解が得られるはずはないと申さなければなりません。願わくは、時代の先端を歩まれる関係者が、その英知とともに、国民、勤労者との税の不均衡を正に当たって、対立関係を速やかにみずから手で解決されることを私は期待してやまないものであります。

第五には、土地税制についてであります。今回突如として提案されたことは、きわめて遺憾なことと言わなければなりません。税制調査会の答申も得ないで住宅供給の美名のもとに提案し、調整区域の線引きの見直しも進められ、都市銀行だけでも七兆円もの不動産貸し付けが行われ、焦げつき土地を救済する意図は明確であります。提案の声だけで土地が急騰し、政府、日銀も貸し出し自衛を要請するに至ったではありませんか。ますます土地投機を行わせる手助けをしているのは果たしてだれでありましょう。

総理、果たして庶民に土地を十分に供給することが約束できるのですか。総理、果たして土地価格を下げて安く庶民の手に届くように約束できるのですか。明快に回答を求めたいものであります。

第六には、のどから手の出したような、不足している歳入源をどこに求めたらよいかというところであります。もちろん、歳出の洗い直し、行政の改革は当然としても、私は次の提言を行います。どうお考えになっておられるか、お伺いをいたします。一つには、土地再評価税であります。今日まで

のインフレによって、土地の価格は昭和三十年を基準としても三十倍以上になっております。再評価を実施すれば、少なくとも含み資産、法人だけでも二百兆円を下らないと言われております。五年間の分納としても一年間六兆円の収入源に達します。また富裕税として、資産二億円以上について一％ないし三％の累進課税を考慮すべきではないでしょうか。

なお、広告費についても、年間一兆四千億、今回一部改正をされました交際費において年間四兆円と言われております。それぞれ若干の負担増は可能と考えられますが、いかがでありましょう。三つには、利子配当所得の総合課税、有価証券の譲渡課税であります。預貯金金利の支払い額も十二兆円に達しております。分離課税が圧倒的に多く、この優遇額だけでも一兆円を超えるのであります。速やかに是正すべきだと思いますが、いかがでありましょう。

第四には、法人の累進税率の適用についてであります。資本金別に見れば、実負担率は、百万円未満で二七・四八％、一千万円で三一・七三％、一億円で二九・八一％、十億円で二八・九二％、百億円を超えれば実率が二四・八二％と一番低い率になるのであります。まさに、大企業、大資本に甘く、中小企業資本に厳しいということを物語っております。七七年の大蔵省の発表でも、一億円以下三五・一％、百億円未満三七・〇％、百億円を超えるものが三四・五％となっております。前述の事実をまさに証明するものであります。これを不公正と言わずに何と云うのでありましょう。速やかにこの是正を迫るものであります。なぜ手がつかないのか、明らかにしてほしいと思っております。

最後の提言として、社団法人、財団法人などにも税のあり方について再検討されることを求められておられるものと存じますが、いかがでありましょう。

最後に、政府の企図している一般消費税についてであります。

かかる不公正税制の中に取り入れられることは無謀と云うほかはありません。国民は絶対に承服しないし、私たちが絶対に反対するものであります。この税がわが国になじまないばかりか、無用な混乱と不公正を拡大するからであります。

総理、さりながら、万々々という言葉がありましたが、この税の導入をしたいと考えたとき、いまままで言われた野党との合意、了解なしには強行することはあり得ないものと私たちは理解いたしますが、よろしいのでしょうか、御答弁を願いたいと存じます。

私は、多くの欠陥を持つこの租税特別措置法が、私たちの提言を真剣に受けとめ、新しい時代に対応した適正なものにするため、どう具体的に対応されるのか、答弁を求めるものであります。以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思っております。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳答復〕

○内閣総理大臣(大平正芳) 沢田さんの御質問の第一は、租税特別措置法は、新しい政策理念に照らして、優先順位を踏まえて厳しく対処しなければならぬ、既得権の温存は許すべきでないという御意見でございます。

私、全く同感でございます。われわれもそういう考え方に立ちまして、年々歳々、わが党内閣は租税特別措置法の見直しを行っておるわけでございます。五十四年度におきましても、特に批判の強いアイテムにつきましては、社会保険診療報酬課税の特例を初めいたしました。主なる項目につきましてかなりの改善をいたしましたつもりでございます。

それから、この際、いっそ白紙に返して、与野党の一致のものに限定して特別措置を考へ直したかどうかという御意見でございますが、年々歳々、鋭意検討を加えた上でやってきておりますので、これを白紙に返すというつもりはございません。

野党の御意見につきましては、国会の内外を通じてこれを承りまして、可能な限り私どもは尊重いたしておるつもりでございます。

それから、今日の不況、国民の不安に対してどう考へておるかという御質問でございます。最近の経済情勢を見ますと、生産、出荷は順調に伸びておりますし、在庫整理も進んでおります。それから最終需要、消費も堅調でございます。

景気は順調な改善を示しておるものと思えますけれども、しかし、御指摘のように、雇用の不安はまだとどまっておりますし、また、海外からは経常収支の不均衡は正が迫られておることは御指摘のとおりでございます。われわれといたしましては、内に対しましては雇用の拡大、外に対しましては経常収支の均衡化ということを目標にいたしまして、内需の振興を中心いたしました経済政策を着実に進めてまいらなければならぬと考へております。

また、物価につきましては、特に石油情勢に險しい状況が出てまいっておりますので、これを見きわめながら、通貨供給等にも十分配慮をいたしながら、この安定基調は堅持してまいらざるを得ないと思っております。

それから、一般消費税の導入につきましては御質問でございます。私は、かねがね申し上げておりますように、こういう大きな歳入をお願いするにつきましては、この前提条件といたしまして、歳出の見直し、それから既存の税制の見直し、そういった点を徹底的にやりまして、国民の理解を得ながら導入を図るべきだと考へまして、ことし取り急いで導入することは取りやめまして、今年度、そういう歳入歳出全般につきまして財政再建への論議を深めていただきたいと思います。そしてその結論としてどうして新しい歳入が必要だという御認識の上に立ちま

して考へた場合、一般消費税の導入ということについて御理解が初めて得られるのではなからうかと考へておる次第でございます。やみくもにこ

昭和五十四年二月十三日 衆議院會議録第七号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する宮地正介君の質疑

のことはお願いしておるわけでは決してないのでございます。野党が御理解をいただけないとなりますと大変やりにくいわけでございますが、どうぞ十分財政につきまして御審議をちょうだいいたしまして、この導入につきまして御理解が得られればと、いま念願をいたしておるわけでございます。国会内外を通じての御議論には十分私どもも対応いたしまして、極力御審議に御協力を申し上げてまいりたいと思っております。

〔国務大臣金子一平君登壇〕

○国務大臣(金子一平君) 沢田さんにお答え申し上げますが、まず第一に、現在の租税特別措置法でございますけれども、金額的には六割以上が、たとえば少額貯蓄の利子非課税制度でございますとか、勤労者財産形成制度でございますとか、住宅取得の対策、中小企業者の機械の特別償却など、中小所得者や中小企業者のための措置が過半数を占めておるので、結局は国民大衆に密着した制度であることを、まずもってお断りしておきたいと思っております。

ただ、制度自体が、経済の変化に伴って見直しを要するものも出てきますから、今後引き続いて中身については検討させていただきます。本年度は三十項目について廃止ないし圧縮をしたことを御理解いただきたいのでございます。

それから、医師優遇税制でございますが、過去二十五年間手つきませんでしたものを、今度初めて是正することにしたのでございます。収入金額五千万円以上のものについては五二の控除に切り込むことについておる次第でございますから、相当の前進とお考えいただきたいと思っております。

それから、土地の優遇税制について御意見を承ったのでございますけれども、宅地の供給は今日大きな政治問題でございます。したがって、私どもといたしましては、今日の長期譲渡所

得の骨組みはそのまま残しながら、公共用地として、あるいは優良な宅地として役に立つものについて、非常に限定をした姿において税の緩和を図って、少しでも宅地供給に役立たせたいということ御提案を申し上げておる次第でございます。それから、いろいろ御提言をいただきました。土地再評価税の問題につきましては、沢田さんも御承知のとおり、これは所得課税としてつかまえば、未実現の利益に対する課税というようにならざるを得ず、保有課税として考えれば、固定資産税の評価との関係をどう考えるかというよう

な問題がございまして、また、土地だけ再評価をしてほかのものは再評価しなくてもいいのかがというような問題がございまして、この問題は検討を加えておるところでございます。広告費、交際費の課税につきましては、交際費につきましてはそれこそ根元から今度見直しを行っていました。ただ、広告費につきましては、御承知のとおり社用的な要素がないという見地から、各国でも課税をいたしてない、また理論上もいろいろ厄介な問題がございまして、今日この問題をとり上げる段階に至っておりません。

それから、利子配当の総合課税の問題でございますが、これは五十五年度の税制改正の時期までには総合課税を行うこととして、目下政府の税制調査会で専門的に詰めてもらっておる段階であるということをお断り申し上げたいと思っております。有価証券の譲渡所得課税につきましては、今回御提案いたしました。段階的に課税を強化してまいりたいというところでございます。

それから、法人の累進税率を考えたかどうかというところでございますが、この問題は、法人税の本質に関する問題でございます。各国でも法人に累進課税を適用しているところはまずないと言っているくらいでございますので、この点については、私どもは否定的な考え方をとっております。

第でございます。

それから、引当金と準備金の問題でございますが、各種引当金は、所得の計算の合理的仕組みとして設けられたものでございまして、全面的にこれを廃止することは適当でないと考えております。しかし、準備金の方は、たとえば今度も御提案申し上げておる幾つかのものがございまして、社会情勢の推移に応じて圧縮してまいりたいということとして作業を進めておる段階でございます。

なお、公益法人、社団法人、財団法人の税制上の見直しをしたらどうかという御意見につきましては、課税対象となる収益事業の範囲が適切であるかどうか、これもやはり社会、経済の進展に伴って随時見直す必要があると思っておりますので、今後検討を続けていきたい。以上でございます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 宮地正介君。

〔宮地正介君登壇〕

○宮地正介君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、総理並びに大蔵大臣に対し、若干の質問を行うものであります。まず、私は、五十四年度における政府の税制改正に対する取り組みの姿勢の甘さを強く指摘するものであります。

政府は、財政再建を理由に、所得税の物価調整減税すら見送り、さらにたばこの値上げ、揮発油税の引き上げ、一般消費税の五十五年度の導入など、大衆課税の強化を本格化しようとしております。このことは、まさに国民生活を圧迫する経済運営と言わざるを得ません。

財政再建のみを目的とし、大衆課税を国民に強いることは、経済の不均衡回復、とりわけ内需の拡大にマイナス要因となり、結果としては角をためて牛を殺すことになりかねないものであります。

その理由の第一は、わが国の内需は最近になってようやく上昇機運に入ったと言われておりますが、それはまだまだ安定とはとうてい言いがたい経済情勢にあるからであります。

第二は、政府の経済見通し六・三％から見ましても、雇用者所得の伸びは昨年と変わらない七％と低く見込まれていることや、卸売物価の騰勢が強まっていること、消費者物価の動向についても政府見通しの四・九％がすでに危ぶまれていることなどから、個人消費支出の伸び悩みを来し、景気は回復どころか、さらに停滞を招くことが十分に予測できるのであります。

第三は、所得税減税の見送りが国民生活の実質低下を余儀なくしていることでもあります。たとえて見ますと、五十三年の年収が二百五十万円の標準世帯で、五十三年のベラスアップが五％で試算してみますと、所得税、住民税のアップ、戻し税のカット、消費者物価上昇による支出増は、収入増の十二万五千円を上回り、十二万八千四百六十八円となるのであります。

第四は、われわれが政府に撤回を強く迫っている財政収支試算では、税収の弾性値を一・二〇と見込んでおりますが、これは五十四年度の弾性値〇・八や、最近の弾性値を見ましても、四十九年度〇・九、五十二年度マイナスの〇・三五、五十二年度一・〇、五十二年度一・〇八、五十三年度〇・七であることなどからも、相当高いものであり、現実性に全く欠けていると言わざるを得ないのであります。したがって、政府が今後の弾性値を平均で一・二〇に推移することを望むならば、五十四年度において、雇用及び所得の増加を初め、所得税減税など、個人消費支出の支え対策を講じ、民間の自力回復力をつけるという土壌づくりの必要が生じてくるのであります。

私は、以上の立場から、五十四年度において、少なくともわれわれが要求している昨年度の戻し税三千億円の確保と、いわゆる物価調整減税を含め、五千億円程度の所得税減税は当然に実施すべ

きと強く主張するものでありますが、総理の所見を伺いたいのであります。(拍手)

さらに、五十四年度の実質経済成長率六・三％の達成は、五十三年度の七％成長の断念が諸外国から批判を受けていることからも、いわば至上課題であります。したがって、年度途中でその実現が困難視される場合は追加施策を措置されるかどうか。また、その場合、所得減税など、個人消費の喚起策が有効であると考へるものであります。あわせて総理の所見を伺うものであります。

次に、大蔵大臣にお伺いいたします。

まず第一に、今回の租税特別措置法の改正に当たって、利子配当所得の分離課税制度は、五十五年間に期限が到来するから、その時点で改正するとして放置されております。しかし、この制度による税の減免額が、大蔵省の試算でも、五十四年度には四百九十億円にもなると言われており、貯蓄の奨励という政策目的が経済の変化等によってなくなつてきていることから考へましても、その是正をいたすに延ばすのではなく、速やかに総合課税に移行すべきであります。

また、利子配当所得の総合課税について、政府は納税番号制の導入を検討するとしておりますが、このように税の公平化がブライバシーの侵害かという二者択一的な選択を国民に迫るのではなく、政府が得るものから実行すべきであります。

たとえば、少額貯蓄の非課税制度を見ましても、五十二年三月現在の郵便貯金は、口座数が全人口の二倍を超える二億五千三百八十六万口もあり、金額も三十兆五千億円、これを世帯数で試算すると、一世帯当たり八百九十万円の貯蓄高になります。比べて、同年の総理府統計局の貯蓄動向調査による世帯数当たり平均貯蓄高は、預貯金株式、債券などをすべて含めて一世帯当たり四百二十七万円と報告されており、郵便貯金の非課税制度が富裕者の課税逃れに悪用されていることは

明らかであります。

これらについては、名寄せ、仮名、無記名預貯金の廃止等の徴税技術面の整備を図るべきと考えますが、大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

同時に、有価証券の譲渡益に対する課税も、個人については実態の掌握が困難という徴税技術上の理由で原則非課税とされておりますが、これについても総合課税化を進めるとともに、今回の改正のような、一銘柄二十万株以上の譲渡益に課税をするといふ糊塗的な措置ではなく、せめて現在の非課税限度、一年間に売買回数五十回以上、かつ二十万株以上の取引を二分の一に縮小する程度の改正はぜひ必要と考へるものであります。あわせて大蔵大臣の所見を伺うものであります。

第二は、いわゆる医師優遇税制と言われるところの社会保険診療報酬の課税の特例についての問題であります。

今回、政府が二十五年越しの懸案に着手したことは認めるものであります。これによって国民の医療制度に対する不安感や税の不公平感が解消したものと考へないものであります。また、この問題は国民の生命と健康にかかわることからも、歳出の医療費、診療報酬の適正化などを含む総合的観点から、その改革を図るべきと思つてあります。したがって、今後の社会保険診療報酬の課税の合理化の進め方について大蔵大臣の所見を伺うものであります。

第三は、法人税関係についてであります。政府も五十一年度以来、租税特別措置の縮小合理化に努力を払つております。しかし、これらについては、縮小したからそれでよしというものではなく、実態から見て、真に適正化されたかどうか重要であります。

たとえば、政府は五十四年度に貸し倒れ引当金の縮小を図つておりますが、これを税務資料に基づく実際の貸し倒れ発生率と引当率を比較してみますと、卸売、小売業では貸し倒れの発生率が千

分の六に対して引当率は千分の二十、同じく製造業では千分の二に対して千分の十、五十二年度に縮小した金融保険業でも千分の一に対して千分の五となつており、いずれも実態の三倍から五倍の引当金を認めて優遇している事実が明らかであります。

したがって、今回の是正で手をつけられなかった退職給付引当金の縮小など、法人の各種引当金や租税特別措置につきましても、今後ともその実態に即応した縮減を図り、課税の適正化の必要があると思つております。大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

第四は、土地税制の緩和についての問題であります。今回の改正が国民の期待に応じた優良宅地や公共用地の供給につながっていくかどうか、むしろ、かえって土地や住宅の価格を引き上げる結果を生じさせないのか、さらにインフレの助長要因となる懸念はないのかという率直な心配を国民の多くは抱いておられると思つております。大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

私は、最後にもう一度総理にお尋ねいたします。総理は施政方針演説において、一般消費税の導入など、税負担の問題について、国会内外の議論が深まることを望んでおられます。

先ほどから述べてまいりましたが、政府の今回の税制改正案は、経済、財政、いずれから見ましても、きわめて整合性を欠いていると思つております。この点については、過日の予算委員会におきまして、わが党の矢野書記長が厳しく指摘してきたとおりであります。

また、われわれは、中期的に財政再建を行うべきであると主張するものであります。基本的に、法人擬制説から実在説への是正、今後の景気回復による自然増収、大企業の法人税の見直しなどによって、赤字国債を縮小し、財政再建が可能である方途をすでに提言しております。このわれわれの提言も含め、少なくとも政府が具体的な

財政計画を速やかにこの国会に提出することを強く主張するものであります。

さらに、一般消費税の導入につきましては撤回すべきことを要求するものであります。これらの点につきまして、総理の所見を伺うのであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 私に對する第一の御質問は、五千億程度の減税が今日の場合必要でないかという御意見を含めての御質問でございます。

私どもは、五年前の石油ショックがございまして以来、大幅の空前の歳入欠陥を記録した財政運営に当たりまして、国民の側にこの波のしぶきをかぶせるようなことのないように、財政で全部一応受けとめて、経済の回復を待つ姿勢をとつたわけでございます。おかげさまで、経済の方は、先ほど御説明申し上げましたようにようやく回復の徴候が出てまいりましたわけでございまして、今日、犠牲になつてまいりました中央、地方の財政、このような状況で推移することはできませんので、ことしあたりからほつほつ再建に手を染めさせていただきますという考へを持っておつたのであります。しかし、御指摘のように、まだ大幅の歳入を期待するような状況でもございせんので、物価の安定基調を外さない範囲内におきまして若干の徴調整をやらしていただいたのでござい

ますが、大幅の減税をやれという御意見につきましては、にわかには賛成いたしかねるわけでござい

ます。それから第二の、六・三％の経済成長は至上課題ではないかということでございます。仰せのとおり、内におきましては雇用の拡大を図らなければなりません。外に對しましては経常収支の圧縮を図らなければならぬわけでござい

したいものと考えておるわけでございます。しかも、年度内にその目標が達成不可能になった場合には追加措置を講ずる用意があるかという御質問でございますが、私どもは、いま御審議をいただいております予算案をベースにして、持っております政策手段でこの達成は不可能ではないと考えておるわけでございますので、これが困難になった場合どうするかという課題に對しましては、まだお答えいたすには時期尚早と考えております。

それから第三の、一般消費税の導入は撤回せよ、明確な財政計画を立てるといふ御質問でございます。

この財政計画をできるだけ綿密なものを立てまして、その展望に立ちまして財政再建を図ってまいらなければならぬことは御指摘のとおりでございます。いま、この仕事は大変むずかしい仕事でございます。いますけれども、いま財政制度審議会と相諮りながら政府の方で検討を進めておるわけでございます。御検討をいただく段階になります。ならば御提案申し上げて、御審議をいただきたいと考えております。しかし、一般消費税は、まだ提案いたしておりませんけれども、来年度からの導入ということを一応もくろみまして、政府の方ではいろいろ準備をし、国会におきましてはその論議をお願いいたしておるところでございます。これを撤回するといふよりは、ことしは、私もお願いいたしておりますように、財政全体についてひとつ論議を深めていただきまして、こういつた措置が必要であるということについての御認識をいただくことが私どもの希望でございますので、いま撤回という考えは持っておりません。(拍手)

〔國務大臣金子一平君登壇〕  
○國務大臣(金子一平君) 宮地さんにお答えいたします。

利子配当の総合課税について、ことしからでもやるべきではなかったかという御意見でございますが、これは五十五年度の税制改正に当たりまして

て実施に持っていきたいということで、目下税制調査会で検討をしております中でございまして、それから、それに関連して、名寄せと申しますか、国民総番号というようになことを検討しているようだがということでございますが、総合課税をやるといたしますと、どういふ方法が資料の収集について最も合理的かという点について、慎重に検討してもらっておることを申し上げておきたいと思っております。

特に、郵便貯金の名寄せを厳格に実施し、あるいは架空名義の預貯金を廃止しろという御意見、これは全くそのとおりでございます。郵便貯金につきましては、郵政当局において適正な限度額のチェックをやっていたらいいのでございまして、また、架空名義等につきましては、それをなくするように金融機関に常時自粛を要請しておるということをおし上げておきたいと思っております。

それから、有価証券の譲渡益課税の強化の問題でございますが、今回、段階的にこれからの問題を片づけたらいいということで、一銘柄二十万株というところで御提案をいたしました次第でございます。一方において、今日有価証券の取引を把握する体制がまだ十分確立されていない、整備されていないという現状にもございまして、その整備を考えながら段階的に片づけてまいりたい。中途半端なことで総合課税をやると、またそこに新しい不公平を招くというふうな問題があることもひとつ御考慮いただきたいと思っております。

それから、医師優遇税制でございますが、医療行政全般の改革とあわせて手をつけるべきではないかというお考えだと思っております。私どもは、やはりそれとは切り離して、今日、診療報酬課税の特例について、広く国民の各界、各層からこの是正の要望が出ておる際でございます。この際、診療報酬等の医療行政全般の改正とは切り離して取り上げた次第でございます。

それから、法人税関係の各種引当金につきまして御指摘がございました。

引当金につきましては、先刻も申し上げましたとおり、法人の所得計算の合理的な仕組みの環として設けられておるものでございまして、これを不公平に正に含めることは必ずしも適当ではないと思っておりますが、実態が大分遊離しておるんじゃないかという御指摘でございます。この点につきましては、今後も極力実態に即した改正を行うように努力をしたいと思います。

最後に、土地税制の緩和をやるうとしておるが、インフレを誘引することにならないかということでございますが、今日、金融機関等について調べてみますと、仮需要というものは全然ございせん。実需によつての貸し出しが増加しておるというふうなことは考えておるのでございまして、ただ、いまの税制そのままにしておくことによつて、土地供給が、宅地供給が促進されるかという、それはなかなか簡単にいふものではないかと、優良宅地に提供されるものに限って、厳しい条件のもとで、税制面からでも少しでも宅地供給にお役に立ちたい、こういうことで今回の改正案を提出いたしました次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 高橋高望君。

〔高橋高望君登壇〕  
○高橋高望君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に對し、総理並びに大蔵大臣の見解をただしたいと思つております。

まず、総理にお伺いいたします。

租税特別措置法が、ある時代ある時期、時の政権担当者によって、特定の政策目的を達成せんがために、本来あるべき税負担の公平さを犠牲にして行われるものであることはよく知られるところであり、政策目的を達成せんがための租税の軽減、繰り延べ等、誘導手段とも言えようかと思

います。しかし、同時に、税の公平原則を侵す危険性があり、その適用を受ける人々と受けざる人々との間に絶えず不公平感を引き起こすことは忘れてはならないと思つて、この不公平感、国民相互に起こる信頼関係、社会的連帯感の揺らぎをどのように対処なさるのか、お考えを承りたいと思つております。

私は、この対処に当たつて、絶えず租税特別措置法を施行せんとする原点を考え、また、すでに施行されているものであれば、原点との正確な調査、比較検討することが政権担当者にとって必須の条件であり、もしこの純正さが消えて、他の要因で特例を設けたりするならば、まさに政治を私するものであり、国を誤るものとなるであろうと言わざるを得ません。

この特例は、一部の圧力によつてつくられるのではなく、あくまでも広く国民各層の声を聞き、その声の命ずるところによつて、期限を切つて施行し、その効果を見きわめ、次の対策を打つことが肝要であると思つて、時期的に有限であることが、施行条件の重大な要素であることを忘れてはならないと思つております。

低成長下に入つて、個人の収入も伸びが期待できず、税のごとき非消費支出のふえることは、全般に強い抵抗感を与えるものであります。さらに、過去の経済政策の失敗から政府みずから認めるような財政危機の中で、一般消費税を含む増税路線をもくろもうとしておるのであればなおのこと、われわれは国民の立場に立つて、少なくとも従来以上の税負担の公平さを求めるものであり、また、今日ほどその是正を迫りたいときはないのであります。(拍手)

現実には税負担の不公平があれば、まずそれを是正することが第一であり、この不公平を残して増税を意図いたしまして、国民の理解を得られるものではございません。政権担当者の意思が大きく影響する租税特別措置法であり、従来と大きく異なつてきたものである、新たな不公平を生み出

しかなないものでもありますので、総理の決意を明らかにしていただきたいと思ひます。次に、大蔵大臣にお伺ひたいと思ひます。

税制の仕組みは複雑ですが、所得税については累進構造がたまになつてきていることもよく知られていてあります。所得の高いほど税負担が重い、これが今日の公平の原則となつておりますが、今日なお利子配当所得課税を優遇する特別措置があります。

戦後の経済復興期に貯蓄を奨励し、それによつて資本市場を育成して次の発展に向かわしめたわけで、これによつて得る利子配当所得を他の所得とは分離して安い税金で済ませた、いわゆる政策減税であり、また、この所得が不労所得であるところも考え合わせて、過去何度となくこの取り扱ひの是正が求められ、ようやく昭和五十二年に大幅な是正が行われ、五十五年度末をもつて制度自体の廃止すら取り上げられるようになってまいりました。

この利子配当分離課税と並ぶ不公平税制の代表とも言われる、むしろ、国民に今日不公平税制と言われれば、まず第一に考えられる社会保険診療報酬課税制度の特例、いわゆる医師優遇税制について、ようやく今年度その改正へと動きを示されましたが、ずいぶんと緩慢なものであつたと言わざるを得ません。税制調査会ですら昭和五十年の税制改正答申の中で具体的な答申案を示し、その後も改善案の実現を政府に迫つてまいりました。しかし、その都度見送られてきたのであります。

さらに、五十二年十月の政府税調は、中期的税制のあり方を答申いたしましたときに、「当調査会が多年にわたつてきた社会保険診療報酬課税の特例の改善合理化については、いまだに具体的な措置が講じられていないのは極めて遺憾である。」と述べ、異例とも言える「遺憾」という言葉が述べられているのであります。私は、この税調の

言葉はそのまま大蔵省の心情を示したものであると思ひますが、大臣の率直な所見を伺ひたいと思ひます。(拍手)

そして、今年度提案されました改正案が、果たして国民大多数の支持するものであるかどうか、私はあえて中途半端なものとか受け取れないと申し上げたいのであります。どこからこの中途半端さを感じるのでしょうか。私はこの問題を考えるに当たつて、医師税制のルーツを思い返す必要があると思ひます。

昭和二十九年という創設時の社会状況を考慮したときに、診療報酬制度の不備を補完するため、いわゆる政治方程式で議員立法により定め、以後改正されずに五十三年に至つたことを考え合わせますとき、たとへば七二の必要経費を云々としたところで合理的な結論を引き出すことはできず、創設後二十五年間そのままにして、こともまた十分な論議になぜか七二を檢討の基準にしているところに、私たちは中途半端なものを感ずるのではないのでしょうか。

私は、この一例に見るごとく、国民の納得を得るためには、まさに政治の勇氣と実行を行うものであれと言ひたいのであります。今日、政治に決断を求める国民の声の高いときに、今年度この特別措置について多くの国民の共感を得るよう、十分な配慮と説明を望みたいと思ひます。

私たち民社党は、かねてからこの問題の抜本的な檢討を要求し、政府が国民とともに、少なくとも二十五年前とは異なつた調査能力を駆使して、医師側の意向も十分に検討し、一例として技術料の適正化、診療報酬の適正化と相まつた段階的な是正を行うことにより、わが国の医療制度そのものを直し、少なくとも医師が、税制上の不備のままに乱診乱療、薬づけ等と言われるような、本来から遠く離れた方向に評価されないよう望むものでございます。

権力者の特権とも言える租税特別措置法が、できるだけその適用範囲を少なくし、また短期化する

ことを望んで、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 高橋さんは、租税特別措置法に取り組む姿勢につきまして御質問がございました。

この租税特別措置は、申すまでもなく、政策目的の達成上公平を犠牲にするものである、特権を与えるものであるから、その原点を常に踏まえて純正な態度で臨むということでございます。私も全く同感でございます。

それから第二点は、各層の意見を十分聴取し、また、それについては期限をつけなければならぬという御主張でございます。私、全くそのとおり考えております。

それから第三の、現存する不公正の是正が先であつて、新しい負担をお願いする前に現存する不公正の是正に努めよということでございます。私、全く同感に存じております。そういう厳しい姿勢で対処しなければならぬと考えております。(拍手)

〔国務大臣金子一平君登壇〕

○国務大臣(金子一平君) 高橋さんにお答えいたします。

医師の優遇税制の問題でございます。それと、四千万円以上のものにつきましては政府税調の答申どおりになっておるわけでございまして、特に五千万円超のものにつきましては五二の率を適用することにしてございまして、これは相當の前進と私ども考えておる次第でございます。

七二が残つたりしておる点につきましては、この特別控除は、大都市から僻地に至るまで広く地域医療を担当して、ひたすら住民の健康維持に努めておられる中小規模の診療所に重点を置いて考へておられるというふうにお考えいただきたいと思ひます。

今後、租税特別措置法全体の問題につきまし

ては、お話しございましたとおり、制度の面においてもあるいは執行の面においても、公正を旨としなければこれは長く維持できない制度でございます。今後そういう点についての検討は常時繰り返してまいりたい、こういうふうにご考へておることを申し上げます。

以上でございます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時十五分散会

○議長(渡尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席国務大臣  
内閣総理大臣 大平 正芳君  
大蔵大臣 金子 一平君  
厚生大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員  
内閣法制局第三部長 前田 正道君  
大蔵省主税局長 高橋 元君

○朗読を省略した議長の報告  
(議決通知)  
一、去る八日、大久保事務局長から瀬戸山裁判官訴訟委員会委員長及び榎木参議院事務局長あて、本院は裁判官訴訟委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、鳩山邦夫君を第五順位とし、第二順位の予備員である青木正久君を第一順位とし、第五順位の予備員である後藤田正晴君を第二順位とした旨通知した。

裁判官訴訟委員  
中山 正暉君(塩崎 潤君の補欠)

昭和五十四年二月十三日 衆議院会議録第七号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する高橋高望君の質疑 朗読を省略した議長の報告

昭和五十四年二月十三日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

同予備員

鳩山 邦夫君(中山正暉君の補欠)

(指名通知)

一、去る八日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員川俣健二郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は中国地方開発審議会委員に衆議院議員佐藤守良君を指名した旨内閣に通知した。

(決議伝達依頼)

一、去る八日、灘尾議長から大平内閣総理大臣あて、同日本院において全会一致をもって決議した次の決議を米内閣に対して伝達方依頼した。航空機輸入問題に関する決議

(議員死去)

一、埼玉第三区選出議員鴨田宗一君は、去る八日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

文教委員会

理事 森 喜朗君(理事渡部恒三君去る十二月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事

石田幸四郎君(理事有島重武君去る十二月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事

中野 寛成君(理事曾根益君去る十二月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事

小島 静馬君(理事藤波孝生君去る九月理事辞任につきその補欠)

理事

近藤 鉄雄君(理事唐沢俊二郎君去る九月理事辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 登坂重次郎君(理事塩谷一夫君去る十二月二十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

柴田 睦夫君 補欠 東中 光雄君

地方行政委員

不破 哲三君 補欠 三谷 秀治君

農林水産委員

津川 武一君 補欠 不破 哲三君

商工委員

玉城 栄一君 補欠 二見 伸明君

運輸委員

石井 一君 補欠 櫻内 義雄君

予算委員

櫻内 義雄君 補欠 谷川 寛三君

辞任

北川 石松君 補欠 正示啓次郎君

河村 勝君

櫻内 義雄君 補欠 石井 一君

正示啓次郎君

根本龍太郎君 補欠 北川 石松君

櫻内 義雄君

補欠 小此木三郎君

櫻内 義雄君

補欠 越智 伊平君

正示啓次郎君

根本龍太郎君 補欠 谷川 寛三君

二見 伸明君

玉城 栄一君 補欠 古寺 宏君

矢野 紘也君

古寺 宏君 補欠 米沢 隆君

小此木三郎君

津川 武一君 補欠 大成 正雄君

山口 敏夫君

大成 正雄君

越智 伊平君

櫻内 義雄君 補欠 正示啓次郎君

谷川 寛三君

根本龍太郎君 補欠 矢野 紘也君

古寺 宏君

矢野 紘也君 補欠 二見 伸明君

玉城 栄一君

山口 敏夫君 補欠 矢野 紘也君

大成 正雄君

山口 敏夫君 補欠 矢野 紘也君

春田 重昭君

矢野 紘也君 補欠 春田 重昭君

矢野 紘也君

春田 重昭君 補欠 小島 静馬君

鹿野 道彦君

柴田 睦夫君 補欠 柴田 睦夫君

東中 光雄君

鹿野 道彦君 補欠 鹿野 道彦君

小島 静馬君

東中 光雄君 補欠 東中 光雄君

柴田 睦夫君

東中 光雄君 補欠 東中 光雄君

宇野 亨君

補欠 稻村佐近四郎君

越智 通雄君

根本龍太郎君 補欠 根本龍太郎君

関谷 勝嗣君

奥野 誠亮君 補欠 奥野 誠亮君

上田 卓三君

岡田 利春君 補欠 岡田 利春君

稻村佐近四郎君

宇野 亨君 補欠 宇野 亨君

奥野 誠亮君

関谷 勝嗣君 補欠 関谷 勝嗣君

根本龍太郎君

越智 通雄君 補欠 越智 通雄君

岡田 利春君

上田 卓三君 補欠 上田 卓三君

池田 克也君

矢野 紘也君 補欠 矢野 紘也君

水田 稔君

小川 仁一君 補欠 小川 仁一君

矢野 紘也君

池田 克也君 補欠 池田 克也君

水田 稔君

小川 仁一君 補欠 小川 仁一君

小川 仁一君

水田 稔君 補欠 水田 稔君

不破 哲三君

津川 武一君 補欠 津川 武一君

稻村佐近四郎君

谷川 寛三君 補欠 谷川 寛三君

奥野 誠亮君

森 清君 補欠 森 清君

根本龍太郎君

玉沢徳一郎君 補欠 玉沢徳一郎君

野呂 恭一君

森 美秀君 補欠 森 美秀君

岡田 利春君

井上 一成君 補欠 井上 一成君

矢野 紘也君

池田 克也君 補欠 池田 克也君

津川 武一君

正森 成二君 補欠 正森 成二君

山口 敏夫君

加地 和君 補欠 加地 和君

谷川 寛三君

稻村佐近四郎君 補欠 稻村佐近四郎君

玉沢徳一郎君

根本龍太郎君 補欠 根本龍太郎君

森 清君

奥野 誠亮君 補欠 奥野 誠亮君

森 美秀君

野呂 恭一君 補欠 野呂 恭一君

井上 一成君

岡田 利春君 補欠 岡田 利春君

池田 克也君

矢野 紘也君 補欠 矢野 紘也君



商工委員

大正 正雄君

運輸委員

山口 敏夫君

小平 忠君

予算委員

稲村佐近四郎君

倉成 正君

中川 一郎君

野呂 恭一君

廣沢 直樹君

矢野 絢也君

米沢 隆君

正森 成二君

山口 敏夫君

越智 伊平君

北川 石松君

谷川 寛三君

水戸 豊彦君

平石磨作太郎君

和田 一郎君

竹本 孫一君

安藤 巖君

補欠

山口 敏夫君

大成 正雄君

補欠

河村 勝君

補欠

谷川 寛三君

越智 伊平君

水戸 豊彦君

北川 石松君

平石磨作太郎君

和田 一郎君

竹本 孫一君

安藤 巖君

大成 正雄君

倉成 正君

野呂 恭一君

稲村佐近四郎君

中川 一郎君

廣沢 直樹君

矢野 絢也君

小平 忠君

不破 哲三君

安藤 巖君

(常任委員死去) 一、去る八日、法務委員鴨田宗一君は死去された。

(理事互選) 一、去る八日、交通安全対策特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

左藤 惠君 佐藤 守良君

中村 弘海君 前田治一郎君

太田 一夫君 後藤 茂君

宮井 泰良君 青山 丘君

(理事補欠選任) 一、去る九日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 越智 通雄君(理事村田敬次郎君去る九日理事辞任につきその補欠)

理事 美濃 政市君(理事安井吉典君去る九日理事辞任につきその補欠)

一、去る十日、石炭対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 稲富 稜人君(理事稲富稜人君去る十日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員 森田 欽二君 増岡 博之君

中川 秀直君 菊池福治郎君

中川 秀直君 菊池福治郎君

沖繩及び北方問題に関する特別委員 田澤 吉郎君 小淵 惠三君

航空機輸入に関する調査特別委員 竹内 黎一君 補欠 大西 正男君

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員 稲富 稜人君 補欠 米沢 隆君

中川 秀直君 甘利 正君

米沢 隆君 稲富 稜人君

甘利 正君 中川 秀直君

(議案提出) 一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

国際観光振興会法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

法務委員会 付託

国際観光振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

運輸委員会 付託

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

以上二件 建設委員会 付託

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

地方行政委員会 付託

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

運輸委員会 付託

(議案送付) 一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金について所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(調査要求承認) 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項



め」の下に、「又は経済取引の公正を確保するため」を加え、「すみやかに、その」を「速やかに、当該」に、「を行なう」を「又は調停を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、当該調停案を理由を付して公表することができる。

第十四条の十三第二項第二号中「合理化」を「近代化」に、「行なう」を「行う」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「第九条第三項」を「第九条第五項」に、「行なう」を「行う」に、「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

第十四条の十四第一項中「大企業者」を「大企業者等」に改める。  
第十四条の十五第二項を次のように改める。  
2 第十四条の十二第二項の規定は、前項の調停を行う場合について準用する。  
第二十四条第二項に次の一号を加える。

四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。  
第五十条第一項第四号中「第六十二条」を「第五十二条の三」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「共済事業を行う組合における前項第一号」に改める。

第二章第六節の次に次の一節を加える。  
第七節 監督  
(役員)の解任の勧告  
第五十二条の二 組合の役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合に対し、その役員を解任を勧告することができる。

(解散命令)  
第五十二条の三 組合が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合の解散を命ずることができる。  
一 第五号各号に適合するものでなくなつたこと

昭和三十四年二月十三日 衆議院会議録第七号

と。  
二 第二十二條第二項に規定する設立要件を欠くに至つたこと。

三 その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。  
第二章の次に次の一章を加える。  
第二節 環境衛生同業小組合

(環境衛生同業小組合)  
第五十二条の四 政令で定める業種に係る組合の組合員は、その営業に關する共同施設を行うため、厚生大臣の認可を受けて、組合の地区内の一部の区域を地区とする環境衛生同業小組合(以下「小組合」という。)を組織することができる。  
2 小組合を設立しようとする発起人は、前項の認可を受けようとするときは、当該小組合の設立について、あらかじめ、その属する組合の同意を得なければならない。この場合において、組合は、正当な理由がないのに同意を拒んでならない。

(事業)  
第五十二条の五 小組合は、次に掲げる事業を行うものとする。  
一 第八條第一項第六号に掲げる事業  
二 組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結  
三 前二号の事業に附帯する事業  
(出資)  
第五十二条の六 小組合は、定款の定めるところにより、その組合員に出資をさせなければならない。

(合併)  
第五十二条の七 小組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。  
2 小組合の合併については、第四十九條の二及び第四十九條の三の規定を準用する。  
3 合併は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十四條第二項(第二号を除く。)の規定を準用する。

第五十二条の八 合併によつて小組合を設立するに、各小組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。  
2 前項の規定による役員は、最初の通常総会の日までとする。

8 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十七條の規定を準用する。  
4 第一項の規定による役員は、選任については、第二十九條第四項本文の規定を準用する。  
第五十二条の九 小組合の合併は、合併後存続する小組合又は合併によつて成立する小組合が、その主たる事務所の所在地において、次条第一項において準用する第七條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する小組合又は合併によつて成立した小組合は、合併によつて消滅した小組合の権利義務を承継する。  
(準用)  
第五十二条の十 第四條、第五條、第七條、第八條第三項、第十四條の九、第十四條の十一、第三項及び第四項、第十四條の十二、第十五條、第十六條、第十六條の二(第一項を除く。)、第十六條の三、第十七條から第十九條まで、第二十一條から第四十九條の七まで、第五十條第一項、第五十一條から第五十二條の二まで並びに第五十二條の三(第二号を除く。)の規定は、小組合に準用する。この場合において、第七條第一項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第八條第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十二号」とあるのは「第五十二條の五第一号及び第三号」と、第十四條の九第一項中「第八條第一項第十一号」とあるのは「第五十二條の五第二号」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「五人」と、第二十一條第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二條第一項中「その組合員にならうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員にならうとする五人」と、同条第二項中「総会がその地区内において当該業種に屬する營業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八條第四項中「第二十四條第二項」とあるのは「第二十四條第二項(第二号を除く。)」と、第四十七條第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九條第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十條第一項中「一 総会の決議」とあるのは「一 総会の決議」と、第五十一條中「破産」とあるのは「合併及び破産」と読み替へるものとする。

2 小組合の合併については、商法第四百四條から第四百六條まで及び第八百八條から第九百一十條まで(合名会社の合併の無効並びに非訟事件手続法第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。)  
(援助及び助言)  
第五十二条の十一 組合は、当該業種に係るその地区内の小組合の事業の運営について、その健全な発達を図るため、情報の提供その他の援助又は助言をすることができる。  
第五十四條第二号中「対する」の下に「適正化規程若しくは」を、「設定」の下に「又は第五十六條の三に規定する振興計画の作成」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。  
三の二 会員に対する第五十二條の十一の援助又は助言に關する指導  
第五十四條第五号中「あつせん」に、「借入」を「借入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第六号中「改善向上」の下に「若しくは審査」を加え、同条第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改める。  
第五十六條中「第九條第二項及び第三項」を「第

環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

と、第二十一條第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二條第一項中「その組合員にならうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員にならうとする五人」と、同条第二項中「総会がその地区内において当該業種に屬する營業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八條第四項中「第二十四條第二項」とあるのは「第二十四條第二項(第二号を除く。)」と、第四十七條第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九條第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十條第一項中「一 総会の決議」とあるのは「一 総会の決議」と、第五十一條中「破産」とあるのは「合併及び破産」と読み替へるものとする。  
2 小組合の合併については、商法第四百四條から第四百六條まで及び第八百八條から第九百一十條まで(合名会社の合併の無効並びに非訟事件手続法第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。)  
(援助及び助言)  
第五十二条の十一 組合は、当該業種に係るその地区内の小組合の事業の運営について、その健全な発達を図るため、情報の提供その他の援助又は助言をすることができる。  
第五十四條第二号中「対する」の下に「適正化規程若しくは」を、「設定」の下に「又は第五十六條の三に規定する振興計画の作成」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。  
三の二 会員に対する第五十二條の十一の援助又は助言に關する指導  
第五十四條第五号中「あつせん」に、「借入」を「借入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第六号中「改善向上」の下に「若しくは審査」を加え、同条第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改める。  
第五十六條中「第九條第二項及び第三項」を「第

昭和五十四年二月十三日 衆議院會議録第七号

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一四

九条第三項及び第五項に、「第二十條まで」を「第十九條まで」に、「第五十二條まで」を「第五十二條の三まで」に、「第九條第二項中「前項」とあり、同条第三項中」を「第九條第三項及び第五項中」に、「第九條第三項中」を「第九條第五項中」に、「同条第二項中組合」と同条第三項中「組合」に改め、「有する組合」と下に、「第五十條第二項中「公共事業を行う組合」とあるのは「第五十四條第八号又は第九号の事業を行う連合会」とを加える。

第四章第五十六條の二を第五十六條の六とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 振興指針及び振興計画

(振興指針)

第五十六條の二 厚生大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針(以下「振興指針」という。)を定めることができる。

2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- 二 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
- 三 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項
- 3 振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならぬ。

(振興計画の認定)

第五十六條の三 組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業(以下「振興事業」という。)に関する計画(以下「振興計画」という。)(小組合にあつては、当該

小組合の行う共同施設に係るものに限る。)を作成し、当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、政令で定める基準に該当するものとして適当である旨の厚生大臣の認定を受けることができる。

2 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 振興事業の目標
- 二 振興事業の内容及び実施時期
- 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 前二項に規定するもののほか、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の認定を受けた組合又は小組合は、毎事業年度経過後三箇月以内に、当該計画の実施状況について厚生大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項の規定による認定の申請及び前項の規定による報告は、都道府県知事を経由してするものとする。

(資金の確保)

第五十六條の四 政府は、前条第一項の規定による認定を受けた振興計画(以下「認定計画」という。)に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(減価償却の特例)

第五十六條の五 第五十六條の三第一項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

(営業停止命令)

第五十七條の二 厚生大臣は、営業者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、二箇月以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部

の停止を命ずることができる。

第四章の次に次の三章を加える。

都道府県環境衛生営業指導センター

(指定等)

第五十七條の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の環境衛生関係営業(第二条第一項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条第一項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県環境衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)として指定することができる。

- 2 都道府県指導センターは、その名称中に環境衛生営業指導センターという文字を用いなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該都道府県指導センターの名称及び事務所所在地を公示しなければならない。
- 4 都道府県指導センターは、事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(事業)

第五十七條の四 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内における環境衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 環境衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 二 環境衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し

営業者及び組合を指導すること。

三 第五十七條の十二に規定する標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。

四 環境衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。

五 環境衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 前各号の事業に附帯する事業

- 2 都道府県指導センターは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その事業の一部を他の者に委託することができる。
  - 3 都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を受けて、手数料を徴収することができる。
- (事業計画の届出等)
- 第五十七條の五 都道府県指導センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を都道府県知事に届け出なければならない。

(役員)

第五十七條の六 都道府県指導センターの役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は寄附行為に違反したときは、都道府県知事は、都道府県指導センターに対し、その役員を解任を勧告することができる。

(改善命令)

第五十七條の七 都道府県知事は、都道府県指導センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県指導センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第五十七條の八 都道府県知事は、都道府県指導

センターが前条の命令に違反したときは、第五十七条の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第四章の三 全国環境衛生営業指導センター

(指定等)

第五十七条の九 厚生大臣は、都道府県指導センター及び連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から環境衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実にを行うことができることを認められるものを、その申出により、全国に一律を限つて、全国環境衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)として指定することができる。

2 全国指導センターは、その名称中に全国環境衛生営業指導センターという文字を用いなければならぬ。

(事業)

第五十七条の十 全国指導センターは、環境衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 環境衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 二 環境衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。
- 三 都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。
- 四 連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。
- 五 第五十七条の十二第一項に規定する標準営業約款を作成すること。
- 六 都道府県指導センターの行う環境衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。

昭和三十四年二月十三日 衆議院会議録第七号

成すること。  
七 連合会の行う環境衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと。  
八 前各号の事業に附帯する事業

(準用)

第五十七条の十一 第五十七条の三第三項から第五項まで、第五十七条の四第二項及び第五十七条の五から第五十七条の八までの規定は、全国指導センターに準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第五十七条の三第三項中「第一項」とあり、第五十七条の八中「第五十七条の三第一項」とあるのは「第五十七条の九第一項」と読み替へるものとする。

第四章の四 標準営業約款

(標準営業約款の認可)

第五十七条の十二 全国指導センターは、厚生大臣が指定する業種について、当該業種ごとに、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生大臣の認可を受けて、当該業種に係る営業方法又は取引条件に関しおむね次の各号に掲げる事項を内容とする約款(以下「標準営業約款」という。)を定めることができる。これを変更しよとするとともに、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

- 一 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- 二 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- 三 損害賠償の実施の確保に関する事項
- 2 厚生大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。
- 一 利用者又は消費者の選択を容易にするものであること。
- 二 利用者又は消費者の需要の動向に反せず、その他これらの者の利益を不当に害するおそれがないこと。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三 不当に差別的でないこと。  
四 当該業種において適正な衛生措置を講ずることが阻害されるおそれがないこと。  
五 当該業種の営業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。

3 厚生大臣は、第一項の認可又はその取消しの処分を行ったときは、厚生省令で定めるところにより、告示しなければならない。

(標準営業約款に係る営業者の登録)

第五十七条の十三 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内において前条第一項の認可を受けた標準営業約款に係る業種に属する営業を営む者から当該標準営業約款に従つて営業を行おうとする旨の申出があつたときは、厚生省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、その営業を行う施設において、全国指導センターが厚生大臣の承認を得て定める様式の標識及び当該登録に係る標準営業約款の要旨を掲示するものとする。

3 厚生大臣は、前項の標識について承認を与えたいときは、厚生省令で定めるところにより、告示しなければならない。

4 第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5 都道府県指導センターは、第一項の登録に係る業務を行うに当たつては、全国指導センターが厚生大臣の承認を得て定める基準に従わなければならない。

6 都道府県指導センターは、毎事業年度経過後三箇月以内に、第一項の登録に係る事業の実施の状況について全国指導センターに報告しなければならない。

7 第一項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第二項の標識に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(準用)  
第五十七条の十四 第十一条及び第十二条の規定は、標準営業約款について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第九条第三項各号の一に該当するに至つた」とあるのは「第五十七条の十二第二項各号に適合するものでなくなつた」と、第十一条第一項中「当該組合」とあり、同条第二項及び第十二条中「組合」とあるのは「全国環境衛生営業指導センター」と、第十一条第一項中「同条第一項」とあり、同条第二項中「第九條第一項」とあるのは「第五十七条の十二第一項」と読み替へるものとする。

第五十八条第三項中「若しくは第五十五条」を「第五十五条若しくは第五十七条の十二第一項」に改め、「処分」の下に「第九條第四項の基準の設定を」、「第五十六條の下に」及び「前条」を加え、「前条第一項」を「第五十七條第一項」に、「取消、第五十六條の二第二項」を「取消し、第五十六條の二第二項の規定による振興指針の設定又は第五十六條の六第一項」に改め、「第六十一條の規定による解任の勧告又は第六十二條の規定による解散の命令」を削る。

第六十条の見出し中「及び検査」を、「検査等」に改め、同条第一項中「厚生大臣」の下に「(都道府県指導センターに係るものにあつては、都道府県知事)」を加え、「若しくは連合会」を、「小組合、連合会、都道府県指導センター若しくは全国指導センター」に改め、同条に次の二項を加える。

4 組合は、次の各号のいずれかの場合において、必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣に対し、厚生省令で定める事項について調査するよう申し出ることができる。

- 一 特殊契約の締結に関し交渉しようとする場合
- 二 組合協約の締結に関し第十四条の十二第一項又は第三項の規定により交渉しようとする

一一五



道府県中小企業団体中央会の会員たる資格を有する者とする。

6 (厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十五号中「基き」を「基つき」に、「環境衛生同業組合及び」を「環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合及び」に、「並びに」を「全国環境衛生営業指導センターを指定し」に改め、「取り消し」の下に、「振興指針を設定し、振興計画を認定し、又は認定を取り消し、並びに標準営業約款の設定及び変更を認可し、又は認可を取り消し」を加える。

(地方税法の一部改正)

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「環境衛生同業組合連合会」の下に、「環境衛生同業小組合」を加える。

第三百四十八条第四項中「企業組合を除く」を「企業組合を除き、環境衛生同業小組合を含む」に改める。

(法人税法の一部改正)

8 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三中 環境衛生同業組合(組合員に出資をさせるものに限る。) 環境衛生同業組合連合会(組合員に出資をさせるものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

組合(組合員出資に限る。) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

に改める。

9 (商工組合中央金庫法の一部改正)

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項、第七條第一項第二号ノ三、第二十七條第一項、第二十八條第一項第六号並びに第二十九條第一項第三号及び第四号中「環境衛生同業組合」の下に、「環境衛生同業小組合」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

10 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号、第三条第一項及び第二条の五第一項中「環境衛生同業組合」の下に、「環境衛生同業小組合」を加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

11 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「環境衛生同業組合」の下に、「環境衛生同業小組合」を加える。

(環境衛生金融公庫法の一部改正)

12 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号及び第十九條第一項第三号中「環境衛生同業組合」の下に、「環境衛生同業小組合」を加える。

理由

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行状況にかんがみ、環境衛生同業小組合の制度を設け、営業の振興を計画的に推進し、営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を処理する体制を整備し、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十三年度において約二億千万円の見込みである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員提出 第八十五回国会衆法第六号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近時における環境衛生関係営業をとりまく諸情勢にかんがみ、営業の健全な発展を図るとともに、消費者の利益の擁護を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 過当競争の防止を図るため、環境衛生同業組合が大企業者との間に締結する特殊契約の対象に、大企業者とその事業活動を実質的に支配する企業も加えること。

2 営業者の自主的な組織による共同施設事業等の一層の充実を図るため、環境衛生同業組合の同意を得て組合の地区内の一部の区域を地区とする環境衛生同業小組合を設けることができること。

3 営業の健全な発展を通じて公衆衛生の向上及び消費者の利益を図るため、厚生大臣は、振興指針を策定するとともに、同業組合又は同業小組合の作成する振興計画を認定し、これに基づく事業に対する税制及び資金のあつせんについての措置を講ずること。

4 衛生水準の維持向上及び消費者の利益の保護を図るため、各都道府県に一個の都道府県環境衛生営業指導センターを、全国に一個の全国環境衛生営業指導センターを設けること。

5 消費者の選択の利便を図るため、全国環境衛生営業指導センターが厚生大臣の認可を受けて、役務の内容等の表示の適正化等に関する標準営業約款を作成し、この約款に基づき営業しようとする営業者を都道府県環境衛生営業指導センターに登録することができること。

二 議案の可決理由

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行状況にかんがみ、環境衛生同業小組合の制度を設けるとともに、営業の振興を計画的に推進する等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十三年度において約二億千万円の見込みである。右報告する。

昭和五十四年二月十三日

社会労働委員長 森下 元晴 衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院會議録第六号中正誤

ページ 段行 誤 正 五三三 三五五には 三十五年には

昭和五十四年二月十三日 衆議院會議録第七号

一八

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二二(大代)  
107